

遺族の思い

自動車運転致死傷行為処罰法施行

釧路地裁菅広支部で昨年7月上旬、飲酒運転で死亡事故を起こしたとして、自動車運転過失致死と道交法違反(酒気帯び運転)の罪に問われた50代の男に対する判決公判が開かれた。裁判官は男に懲役3年8月を言い渡した後、当時審議中だった「自動車運転致死傷行為処罰法案」に触れ、「(新法であれば)15年以下の懲役に処せられる」と猛省を促した。

◆管内はゼロ

男はこの年の3月下旬、清水町内の国道で酒気を帯びた状態で乗用車を運転し、国道の通行止めに伴う車両誘導作業をしていた会社員男性(当時61)をはねて死亡させた。だが、事故当時の男が「酒や薬物の影響で正常な運転が

飲酒に薬物…立証に壁



困難な状態」だったか立証できなかった。悪質運転による重大事故にもかかわらず、危険運転致死罪の適用が見送られた典型的なケースだ。

道警釧路方面本部(釧本)交通課によると、十勝管内でここ3年に発生した死傷事故をみると、危険運転致死傷罪が適用されたのは、故意の信

害者の会の前田敏章代表(64)が適用されたのは、1件もない。「無念な思いをする遺族が以前より少なくなるのは間違いない」。北海道交通事故被

「危険致死傷」適用拡大も

ハードル下がるのか

号無視による人身事故の2件だけ。この事故を含め、飲酒運転が原因の人身事故は後を絶たないものの、適用された実績は

札幌市在住は、「自動車運転致死傷行為処罰法」に一定の期待を寄せる。危険運転致死傷罪の適用実績が極めて少ない実態を踏まえ、遺族の切

實な訴えを反映して法整備が進められたからだ。をを受け、「一定の病気(てんかんなど政令で定める病気)の影響」も危険運転致死傷罪の適用対象に。前田代表は遺族の地道な取り組みの成果」と強調する。

◆置き去りに

清水町内の国道で飲酒運転の男が車両誘導作業中の会社員をはねて死亡させた事故現場。悪質運転による重大事故にもかかわらず、男には危険運転致死傷罪が適用されなかった(昨年3月22日)

新法では、飲酒や薬物の影響で「正常な運転に支障が生じる恐れがある状態」も危険運転致死傷罪の適用対象になった。飲酒などの発覚を免れる目的でその場から逃げ、さらに飲酒するなどした場合は

一方で、置き去りにされた訴えも少なくない。無免許運転による死傷事故は法定刑が加重されたが、それ自体が危険運転致死傷罪の適用対象にならなかつたのはその代表例

だ。京都府亀岡市で、徹夜で遊び疲れた無免許の未成年が居眠り運転で登校中の児童ら10人を死傷させた事故(12年4月)の遺族は涙をのんだ。危険運転致死傷罪の適用要件に高速度走行や信号無視は入らず、自動車運転過失致死傷罪から移行された過失運転致死傷罪の最高刑も従来と変わらない懲役7年のまま。元検事の荒木樹弁護士(帯広)は、危険運転致死傷罪の適用対象拡大を踏まえ、「故意性の立証は一定程度必要になる。本当に適用のハードルは下がるのか」と指摘する。新法は、悪質な交通事犯に厳罰を望む遺族の思いが反映されたとはいえ、道半ばの感が否めない。前田代表は「悪質運転者の厳罰化が社会に浸透し、交通事故の抑止につながってほしい。そのためにも今後新法を手直ししていかなければ」と意を新たにする。(杉原尚勝)

遺族の思い

自動車運転死傷行為処罰法施行

悪質運転に伴う死傷事故の加害者に厳罰を科す「自動車運転死傷行為処罰法」には、重大事故の遺族の切実な訴えが反映されたものの、さまざまな課題が残された。法制化に向けた審議段階から提言を続けてきた北海道交通事故被害者の会の前田敏章代表(64)札幌市在住に聞いた。

(杉原尚勝)

◆「故意性」は

新法の印象は。遺族が懸命に社会に訴え新法制定につながった。悪質運転者の厳罰化が一定程度実現したのは、その成果だ。交通事故犯の部分で刑法から取り出し、専門の法律となった点も長年の遺族の要望がかなった。

一方で、交通事故被害者が根本的に求めたことが法に反映されていない。例えば、こ

法制化へ提言 道被害者の会 前田敏章代表

これまで一握りの重大事犯にしてはあいまいなまま。適用対象が適用されなかった危険運転象に走行禁止区域での走行が致死傷罪は、適用要件を「正盛り込まれたが高速走行と常な運転に支障が出る恐れが信号無視は入らなかった。過ある状態」にも拡大した。だ失事犯についても、被害者側が、「故意性の立証」については最高刑を懲役10年と求めた

「結果責任」裁かぬ社会

根絶へ見直し続けて



「遺族の視点で交通死根絶に向け、新法の手直しも求めている」と語る前田代表

また、としかき 1995年10月25日夕、千歳市内の市道で、下校途中だった当時高校2年生の長女(17)が、前方不注意のワゴン車に後ろからはねられ亡くなった。事故以後、交通事故被害根絶の活動を始めた。99年9月の北海道交通事故被害者の会の発足に尽力。2000年5月から現職。犯罪被害者支援団体ネットワーク・ハートバンド(事務局・東京)の代表を務める。

が、結果的には従前の通り懲役7年になった。根本的にどんな課題があるか。交通事故では過失ならば加害者側も運が悪かった」と。そのため、交通事故被害者は常に我慢を押しつけられてきた。法の裁きは、命と健康を奪った結果責任ではなく、故意かどうかの意思責任を問題にする。これは加害者を擁護することに他ならない。被害者や遺族には「事故なら仕方がない」「保険制度で損害賠償さ

いうのが社会の見方だろう。新法でも(量刑が軽くなる一因になっている)「刑の裁量の免除規定」が残されたのはその象徴だ。2011年の全国統計では、自動車運転過失致死傷罪の検挙者67万人のうち、起訴されたのは6万人と1割にも満たない。起訴・公判請求され、実刑になったのはわずか348人。多くが執行猶予であり、実刑になっても遺族の望む厳罰にさえなっていない。

◆加害者擁護

「今後、何を訴えていくか。本来は道具であるべき車が凶器となり、人の命や健康が犠牲になったのが交通事故だ。にもかかわらず、日常的に起きているものとの錯覚で、存在を容認しているのが今日の社会だ。だから根絶されない。新法もこの考え方の枠を

20日から3回にわたって連載した本企画に対するご意見・ご感想を募集します。応募の際は可能な限り、年齢、性別、名前、住所、電話番号をお知らせください。

〈郵便〉〒080-8688 十勝毎日新聞社 編集局社会部宛て(住所不要) 〈電話〉0155-22-2121 〈ファクス〉0155-25-2700 〈Eメール〉shakai@kachimai.co.jp